

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月31日
【届出者の氏名又は名称】	アドヒアレンス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【電話番号】	03-6212-6098
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷謙作
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	アドヒアレンス株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、アドヒアレンス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アデランスをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、本書に記載される「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が実現することをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者若しくはその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14e-5条(b)(12)項の要件に従い、対象者の株式又は新株予約権付社債を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年10月17日付で提出した公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成28年10月17日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

② 米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

(3) 許可等の日付及び番号

② 米国反トラスト法

II 公開買付届出書の添付書類

平成28年10月17日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

② 米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

(訂正前)

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法(その後の改正を含みます。以下「米国反トラスト法」といいます。)に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会(以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。)に対し、公開買付者による本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局から追加情報の提供要請(以下「セカンドリクエスト」といいます。)が発せられない限り、上記届出から15日(待機期間の早期解除が認められた場合には15日未満)の経過後に本株式取得を実行することが可能となります。セカンドリクエストが発せられた場合、公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局が連邦裁判所による本株式取得の差止命令を取得しない限り、セカンドリクエストに基づく追加情報の提出完了から10日間の延長された待機期間の満了後に本株式取得を実行することができます。

米国反トラスト当局に対する本株式取得についての事前届出は、平成28年10月14日(現地時間)付で受理されております。なお、上記差止命令が発せられることなく同待機期間又は延長された待機期間が公開買付期間又は延長後の公開買付期間満了の日の前日までに満了した場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。公開買付期間(又は延長された公開買付期間)満了の日の前日までに、上記差止命令が発せられた場合又は上記待機期間が終了しない場合は、公開買付期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法(その後の改正を含みます。以下「米国反トラスト法」といいます。)に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会(以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。)に対し、公開買付者による本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局から追加情報の提供要請(以下「セカンドリクエスト」といいます。)が発せられない限り、上記届出から15日(待機期間の早期解除が認められた場合には15日未満)の経過後に本株式取得を実行することが可能となります。セカンドリクエストが発せられた場合、公開買付者は、いずれかの米国反トラスト当局が連邦裁判所による本株式取得の差止命令を取得しない限り、セカンドリクエストに基づく追加情報の提出完了から10日間の延長された待機期間の満了後に本株式取得を実行することができます。

米国反トラスト当局に対する本株式取得についての事前届出は、平成28年10月14日(現地時間)付で受理され、セカンドリクエスト及び上記差止命令が発せられることなく、待機期間の早期解除が認められたため、平成28年10月27日午前9時55分(現地時間)に上記待機期間が終了しました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

② 米国反トラスト法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成28年10月27日(現地時間)(セカンドリクエスト及び本株式取得の差止命令が発せられることなく、待機期間の早期解除の通知を受け、待機期間が終了したことによる)

許可等の番号 20170070

II 公開買付届出書の添付書類

平成28年10月17日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注2) 「所有割合」とは、(i) 対象者が平成28年10月14日付で提出した第48期第2四半期報告書（以下「対象者第48期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年8月31日現在の発行済株式総数（37,246,388株）に、(ii) 対象者が平成28年5月26日付で提出した第47期有価証券報告書（以下「対象者第47期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成28年2月29日現在の第4回新株予約権（1,275個）、第5回新株予約権（2,803個）、第6回新株予約権（3,552個）及び第7回新株予約権（4,889個）並びに対象者が平成28年5月26日付で公表した「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ（株式会社アデランス第8回新株予約権）」及び平成28年7月27日付で公表した「ストック・オプション（新株予約権）の発行内容確定に関するお知らせ（株式会社アデランス第8回新株予約権）」に記載された第8回新株予約権（6,040個）から平成28年8月31日までに消滅した本新株予約権（対象者によれば、平成28年8月31日までに第7回新株予約権30個が消滅したことです。）を除いた数の本新株予約権（第4回新株予約権（1,275個）、第5回新株予約権（2,803個）、第6回新株予約権（3,552個）、第7回新株予約権（4,859個）及び第8回新株予約権（6,040個））の目的となる対象者株式の数（1,852,900株）並びに対象者第47期有価証券報告書に記載された平成28年2月29日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権（2,000個）（対象者によれば、平成28年8月31日までに、消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権はないことです。）の目的となる対象者株式の数（4,688,232株）をそれぞれ加えた株式数（43,787,520株）から、(iii) 対象者が平成28年10月14日に公表した「平成29年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成28年8月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,383,109株）を控除した数（41,404,411株。以下「対象者議決権株式総数」といいます。）に対する、当該株主が所有する対象者株式の数の割合をいうものとし、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 「所有割合」とは、(i) 対象者が平成28年10月14日付で提出した第48期第2四半期報告書（以下「対象者第48期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年8月31日現在の発行済株式総数（37,246,388株）に、(ii) 対象者が平成28年5月26日付で提出した第47期有価証券報告書（以下「対象者第47期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成28年2月29日現在の第4回新株予約権（1,275個）、第5回新株予約権（2,803個）、第6回新株予約権（3,552個）及び第7回新株予約権（4,889個）並びに対象者が平成28年5月26日付で公表した「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ（株式会社アデランス第8回新株予約権）」及び平成28年7月27日付で公表した「ストック・オプション（新株予約権）の発行内容確定に関するお知らせ（株式会社アデランス第8回新株予約権）」に記載された第8回新株予約権（6,040個）から平成28年8月31日までに消滅した本新株予約権（対象者によれば、平成28年8月31日までに第7回新株予約権30個が消滅したことです。）を除いた数の本新株予約権（第4回新株予約権（1,275個）、第5回新株予約権（2,803個）、第6回新株予約権（3,552個）、第7回新株予約権（4,859個）及び第8回新株予約権（6,040個））の目的となる対象者株式の数（1,852,900株）並びに対象者第47期有価証券報告書に記載された平成28年2月29日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権（2,000個）（対象者によれば、平成28年8月31日までに、消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権はないことです。）の目的となる対象者株式の数（4,688,232株）をそれぞれ加えた株式数（43,787,520株）から、(iii) 対象者が平成28年10月14日に公表した「平成29年2月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成28年8月31日現在の対象者が所有する自己株式数（2,383,109株）を控除した数（41,404,411株）。以下「対象者議決権株式総数」といいます。)に対する、当該株主が所有する対象者株式の数の割合をいうものとし、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

<後略>

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、対象者、公開買付者及びインテグラルから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、平成28年10月13日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、対象者、公開買付者及びインテグラルの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、プルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<中略>

D C F 法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該計画には、平成28年10月14日付「平成29年2月期第2四半期連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において対象者が開示した業績予想の下方修正の影響を織り込んでいるとのことです。また、以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年2月期及び平成30年2月期においては、主にファンテーヌ事業（レディメイド）において、競合他社や異業種が低価格帯のウィッグに参入したことにより、新規顧客の獲得が鈍化していること、新規出店による店舗関係費や人件費の増加などにより各前事業年度対比で大幅な減益を見込んでいるとのことです。平成31年2月期から平成33年2月期は、日本におけるアフターサービスによるウィッグユーザーの囲い込み、事業領域の拡大に取り組み、米国におけるヘアクラブの出店と女性向け事業の強化、ボズレーのグローバル化と医療事業の拡大、育毛強化とともに、ウィッグ・増毛市場では多様化する需要への対応とアフターサービス強化等の施策の効果などにより各前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、当該財務予測には加味していないとのことです。

<後略>

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、対象者、公開買付者及びインテグラルから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して、対象者株式の価値の算定を依頼し、平成28年10月13日に株式価値算定書を取得したことです。なお、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、対象者、公開買付者及びインテグラルの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者は、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアナス・オピニオン）を取得していないとのことです。

<中略>

D C F 法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。当該計画には、平成28年10月14日付「平成29年2月期第2四半期連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成28年10月17日付「（訂正）「平成29年2月期第2四半期連結業績予想と実績値との差異及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の一部訂正について」において対象者が開示した業績予想の下方修正の影響を織り込んでいるとのことです。また、以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、平成29年2月期及び平成30年2月期においては、主にフォンテーヌ事業（レディメイド）において、競合他社や異業種が低価格帯のウィッグに参入したことにより、新規顧客の獲得が鈍化していること、新規出店による店舗関係費や人件費の増加などにより各前事業年度対比で大幅な減益を見込んでいるとのことです。平成31年2月期から平成33年2月期は、日本におけるアフターサービスによるウィッグユーザーの囲い込み、事業領域の拡大に取り組み、米国におけるヘアクラブの出店と女性向け事業の強化、ボズレーのグローバル化と医療事業の拡大、育毛強化とともに、ウィッグ・増毛市場では多様化する需要への対応とアフターサービス強化等の施策の効果などにより各前事業年度対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、当該財務予測には加味していないとのことです。

<後略>

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の
意見

(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は、平成28年10月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役（対象者の代表取締役会長兼社長である根本氏及び対象者の代表取締役副社長である津村氏を除く取締役5名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役（対象者の代表取締役会長兼社長である根本氏及び対象者の代表取締役副社長である津村氏を除く取締役5名）の全員一致により、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、本公開買付けの公表日（平成28年10月14日）において、(a) 当該各新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額（第4回新株予約権：972円、第5回新株予約権：1,381円、第6回新株予約権：1,571円、第7回新株予約権：1,088円）が本公開買付価格（620円）を上回っていることから、当該新株予約権に係る買付け等の価格がいずれも1個につき1円と決定されていること、(b) 第8回新株予約権については、本公開買付けの公表日現在において、第8回新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額（519円）が本公開買付価格（620円）を下回っていることから、第8回新株予約権に係る買付け等の価格が、本公開買付価格（620円）と第8回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額（101円）に、第8回新株予約権1個の目的となる当社株式の数である100を乗じた金額（10,100円）と決定されているものの、公開買付期間末日（平成28年11月29日）と約1年8ヶ月離れた時期に行使期間が開始すること、(c) 本新株予約権付社債については、その額面金額500万円を本公開買付けの公表日現在において有効な転換価額である2,133円で除した数（2,344株）（1株未満の端数切捨て）に本公開買付価格である620円を乗じた金額である1,453,280円を、本新株予約権付社債額面500万円当たりの買付け等の価格とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は、平成28年10月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役（対象者の代表取締役会長兼社長である根本氏及び対象者の代表取締役副社長である津村氏を除く取締役5名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、当該取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役（対象者の代表取締役会長兼社長である根本氏及び対象者の代表取締役副社長である津村氏を除く取締役5名）の全員一致により、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、本公開買付けの公表日（平成28年10月14日）において、(a) 当該各新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額（第4回新株予約権：972円、第5回新株予約権：1,381円、第6回新株予約権：1,571円、第7回新株予約権：1,088円）が本公開買付価格（620円）を上回っていることから、当該新株予約権に係る買付け等の価格がいざれも1個につき1円と決定されていること、(b) 第8回新株予約権については、本公開買付けの公表日現在において、第8回新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額（519円）が本公開買付価格（620円）を下回っていることから、第8回新株予約権に係る買付け等の価格が、本公開買付価格（620円）と第8回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額（101円）に、第8回新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である100を乗じた金額（10,100円）と決定されているものの、公開買付期間末日（平成28年11月29日）と約1年8ヶ月離れた時期に行使期間が開始すること、(c) 本新株予約権付社債については、その額面金額500万円を本公開買付けの公表日現在において有効な転換価額である2,133円で除した数（2,344株）（1株未満の端数切捨て）に本公開買付価格である620円を乗じた金額である1,453,280円を、本新株予約権付社債額面500万円当たりの買付け等の価格とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権に係る新株予約権者及び本新株予約権付社債に係る社債権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したことです。

<後略>